

秘密法反対全国ネットワーク交流会・再び

それは秘密法から始まった—戦争する国づくりに抗して—

2019. 12. 7～8 @名古屋 東別院会館

秘密法とは何か、その現状は

報 告 & 資 料

報告1：衆議院の情報監視審査会、年次報告書を資料として (角田富夫さん＝「秘密保護法」廃止へ！実行委員会)	1
報告2：NPO法人情報公開市民センターによる法令協議情報公開請求の 比較－秘密法と共謀罪法－ (内田隆さん＝NPO法人情報公開市民センター スタッフ)	6
資料1：政府に対する意見への政府の対応状況	9
資料2：特定秘密の件数等の表 5	2
資料3：衆議院 情報監視審査会報告書 平成30年年次報告書抜粋	2

衆議院情報監視審査会作成『平成 30 年 年次報告書』について

2019 年 12 月 7・8 日 「秘密保護法」廃止へ！実行委員会

I 「前年の『審査会意見』に対する政府の対応状況」を読み解くポイント

1. 特定秘密文書廃棄問題：『平成 30 年 年次報告書』（以下『年次報告書』）の P.46～52

❖ 審査会意見の項目

- ア. 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係
- イ. 行政文書の保存期間が 1 年以上の特定秘密文書の廃棄関係
- ウ. 行政文書の保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係
- エ. 特定秘密文書件数関係

❖ 政府の対応状況

アについて

◇ 政府（主に内閣情報調査室）の回答のポイント

- 公文書管理法は、歴史資料として重要な行政文書を「歴史公文書等」と定義しているので、特定秘密を記録した行政文書は歴史公文書等となる、としている。
- 特定秘密が記録された行政文書を含む公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」（公文書管理法第 1 条）であるから、「公文書管理法の下、適切に管理しなければならない（『年次報告書』P.46）、としている。
- アーキビストの活用については、必要かどうかを検討するというレベルの回答にとどまっている。

イについて

◇ 政府（主に、内閣情報調査室と独立公文書管理監）の回答のポイント

- 2017 年に改正された「公文書管理法ガイドライン」に基づいて行っている（『年次報告書』P.48 の【内閣情報調査室】の対応を参照）ことを強調している。
- 廃棄について、審査会が速やかに連絡・説明を行うことを独立公文書管理監に求めたことに対し、誠実な対応をするとの回答であった。今後の実態を注視していく必要がある。
- 文書ファイルの廃棄によって「行政文書不存在」の特定秘密となる場合を心配した審査会の意見だが、政府は正本や原本があるから問題ないと回答している。

ウについて

◇ 政府（内閣情報調査室）の回答のポイント

- 保存期間が 1 年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されていることを懸念して、審査会がその適正な対応を政府に求めているのだが、政府は改正された「公文書管理法ガイドライン」に沿って行っていると答えるのみである。

エについて

◇ 政府の回答のポイント

- 『年次報告書』P.51 のとおり。

2. 特定秘密文書不存在関係：『年次報告書』の P.53～54

❖ 政府の対応状況

- 『年次報告書』 P.54 の表を参照。

3. 作成から 30 年を超える特定秘密文書関係：『年次報告書』の P.55～57 上段

❖ 政府の対応状況

- 作成から 30 年を超える文書を各省庁が保有しているが、なぜ 30 年を超えても保有する必要があるのかという追及を審査会もしていないので、保有の理由は明らかにされていない。
- 廃棄の最終的な判断は「内閣総理大臣の同意」によるので、政府は「重層的な仕組み」になっていると主張しているが、その恣意性に対する疑念は残ったままである。

4. 指定の在り方関係：『年次報告書』の P.57 下段～58

❖ 政府の対応状況

- 「特定秘密の内容を示す名称の付け方の統一性」については、27 年度の年次報告書で審査会が重要な指摘をしたのだが、それがまだ改善途中だということが、政府回答から伺える。
- 「非公知性」の判断に関しては、「何が秘密か分からない」ことに対するメディアの取材との関係でも、判断基準の明確性が重要であることは明らかだ。その点で政府の回答は不十分なままである。
- 特定秘密の指定解除や「ひも付け」については、審査会の追及に政府が対応しつつあるようだが、今後も追及の手を緩めないことが重要である。

5. 独立公文書管理監関係：『年次報告書』の P.59

❖ 政府の対応状況

- 独立公文書管理監の回答および、その後の審査会への説明などからは、一定の対応をしていることが窺える。しかし、そもそも独立公文書管理監の第三者性や独立性、そして体制等については、法律の成立直前に形だけが作られたという経緯からも、その存在意義や価値に疑問が持たれている。独立公文書管理監の活動には、今後も注視が必要である。

6. 外務省及び経済産業省の指定する特定秘密関係：『年次報告書』の P.60

❖ 政府の対応状況

- 審査会が外務省に対して求めた「安全保障に係る我が国政府と外国の政府との協議や協力関係に関する特定秘密」について、「他の公開で行われる委員会等での答弁の内容を踏まえ、関係国について可能な限り具体的に説明すること」という意見に対し外務省は、後ろ向きの回答を示し、最後に形だけ「国会法等の規定に従って適切に判断することとなる」とま

とめている（『年次報告書』P.60 の【外務省・領事局】の対応を参照）。

❖ 指摘しておきたい問題点

情報監視審査会は与党の委員が多数を占める中でも、責務を果たそうとしているように見受けられる。しかし、立法府よりも行政のほうの方が力が強いという状況が現実にある。この現実は、選挙によって政治の状況を変えなければ改善できないが、今の衆議院の情報監視審査会の活動に対しては、不十分さは否めないものの、与党・野党を問わず、委員たちの活動を一定程度評価してもよいのではないだろうか。

以下は、2015 年 10 月 6 日に「秘密保護法」廃止へ！実行委員会が、主催した院内集会で報告した文書の引用である。参考までにご一読いただきたい。

「秘密保護法」廃止へ！実行委員会作成文書『「情報公開法」「公文書管理法」から「特定秘密保護法」の廃止に迫る』P.10 より引用

戦争法案の国会審議の過程で中谷防衛大臣が、集団的自衛権を行使するための対処基本方針に記載する前提となる情報が、特定秘密に含まれる可能性があることを認めている。（中略）

国会への特定秘密の提供については法第 10 条第 1 項に規定されている。しかし同時に、その提供によって、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない」ことを規定している。政府の逐条解説（P.64）には次のように書かれている。

国会等の提供先において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、特定秘密を提供することとなるが、例えば、外国の情報機関から提供された情報であって、第三者に提供することについて、提供者の承諾が得られていない情報等、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断せざるを得ない場合など、例外的な場合には、特定秘密を提供しないときがあると考える。

これでは特定秘密だからと、恣意的に国会にも情報を提供しないことが可能になる。

それでは、情報監視審査会側から行政に対して強制力を持つことはできないのだろうか。

国会法では第 11 章の 4 に情報監視審査会を規定しており、第 102 条 13 で設置の理由を述べている。その趣旨は、特定秘密保護法の運用を常時監視するために、特定秘密の指定、解除、適性評価の実施状況について調査し、議会からの特定秘密の提出要求に対する行政機関の長の判断の適否等を審査する、となっている。実際には、特定秘密の提供を求めても、前述のように、行政側が恣意的に提供しない可能性がある。

また、第 102 条 16 では、行政の特定秘密の保護に関する制度の運用について、改善勧告をすることができるとしている。しかし、改善勧告だけでは何の強制力も持たないのと同じである。

この状況を打破するためには、選挙によって、自公が多数を占める議会の議員構成を変えていくことが、絶対条件であることは間違いない。しかし、他の手段、たとえば情報公開法や公文書管理法を活用することによって、状況を改善する道を開くことはできないだろうか。知恵を絞ってみたい。

7. 当審査会の政府に対する意見への対応関係：『年次報告書』の P.61

❖ 省略

Ⅱ 特定秘密の指定・解除、適性評価の実施の状況：別資料の表 5～表 8 の説明

1. 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況（表 5）

前述の特定秘密の指定権限を有する 20 の行政機関のうち、対象期間末時点において特定秘密を指定しているのは 11 機関であった。

これらにより対象期間末時点において指定されている特定秘密の件数は、平成 28 年 12 月 31 日時点における件数 487 件に、対象期間中に指定された 39 件が加わった一方、対象期間中に指定が解除された 9 件が除かれたことから、政府全体で計 517 件であった。

行政機関別の内訳は表 5 のとおりである。

行政機関ごとの件数を見ると、特定秘密を指定している 11 の行政機関のうち、対象期間末時点における件数が最も多かったのは防衛省であり、その数は 302 件であった。次この 302 件には、旧防衛秘密の 240 件が含まれている。次いで、内閣官房（73 件）、外務省（37 件）、警察庁（34 件）となっている。

イ 法別表の分野別の指定の状況（表 6）

対象期間末時点において指定されている特定秘密について、前述の 4 分野のうちどの分野に該当するとされたものが多いかを見ると、最も多い分野は第 1 号で 320 件、次いで第 2 号が 146 件、第 3 号が 32 件、第 4 号が 19 件であった。

2. 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況（表 7）

対象期間末時点で、政府全体の保有件数は 383,733 件であり、平成 28 年末時点と比べ、57,550 件増加した。行政機関別の内訳は、表 7 のとおりである。*a

1,000 件以上の行政文書を保有する行政機関は 7 機関あり、多い順に防衛省（119,876 件）、外務省（107,008 件）、内閣官房（92,146 件）、警察庁（28,914 件）*b、公安調査庁（16,841 件）、海上保安庁（15,439 件）、国土交通省（3,031 件）であった。

前年と比して件数が増減しているのは、主に情報収集衛星関連の情報が記録された行政文書の増減によるものである。

*a： 特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがある（特定秘密保護法第 6 条第 1 項又は第 10 条第 1 項）。このため、取りまとめた各行政機関ごとの件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された行政文書の件数が含まれる。したがって、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有することがある（例えば、災害対策に用いられる被災地の衛星写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等）。一方で、指定をした行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を事務局たる別の行政機関に保有させているため、特定秘密を指定した行政機関が、

その特定秘密が記録された行政文書を保有しないことがある（国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、国家安全保障会議ではなく、同会議の事務局たる内閣官房国家安全保障局の保有件数（内閣官房の保有件数の内数）として計上されている。）

*b： 都道府県警察が保有する分も含む。

3. 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数（表 8）

特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務は、原則として、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならないものとされている（特定秘密保護法第 11 条）。

対象期間末時点において、適性評価の対象となって特定秘密を漏らすおそれがないと認められ、引き続き同一の行政機関等又は適合事業者において勤務している者（特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者）は全体で 124,514 人であり、その内訳は、行政機関の職員等が 121,501 人、適合事業者の従業者が 3,013 人である。行政機関別の内訳は、表 8 のとおりである。

1. 情報公開市民センターがやってきたこと

- ・ 秘密保護法、共謀罪がどのような経緯で省庁内で検討されているか
→ 政府内での問題点・課題が明らかに
- ・ 実際の「特定秘密」とはなにか
→ どこまで開示されるか

2. 秘密保護法「法令協議」情報公開訴訟

1) 訴訟の経緯 <http://www.jkcc.gr.jp/menu6.html>

2012 年 3 月 秘密保全法に関する各省庁との法令協議・法令以外の協議開示請求

2012 年 11 月 21 日 提訴（2011 年 8 月-2012 年 3 月分）

全 1994 枚のうち当初不開示 1382 枚

- ①・不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ
・ 担当者に対し、筋違いの批判等を招き嫌がらせやいたずら、偽計といった
圧力や干渉等の影響のおそれ（5 号）

- ②他国との信頼関係が損なわれるおそれ（3 号）

2013 年 12 月 6 日 国会強行採決

2014 年 1 月、2 月、5 月（閣議決定後） 開示 1313 枚

2014 年 8 月（政令案公表後） 開示 45 枚

残り 24 枚

2015 年 10 月 15 日 名古屋地裁全面敗訴

【争点 1】当初国が主張しなかった「外交上の秘密」で不開示の是非

→ 裁量権の逸脱なし

【争点 2】「機密性 2 情報」「取り扱い注意」指定していないのに「外交上の秘密」

→ 情報公開と機密指定は別

- ・ 判決の問題点

行政判断の二面性（内輪では情報を自由に使って良いが、国民の間で情報が流通
することはコントロールできる）を認める結果となり、恣意的な運用を助長

2017 年 2 月 23 日 名古屋高裁も敗訴

2017 年 10 月 24 日 最高裁上告棄却で確定

2) 開示された文書から分かること

閣議決定後に開示（国会議員も内容知らず）（入手したのは法案成立直前・後）

- ・ 警察庁すら懸念を表明
「公判廷にでる可能性があれば公判請求しないのでは？」
「外形立証制度を法律に書いてはどうか」
→ 内調「憲法と直接絡んでくるため、そこまでコストをかけるのか」
- ・ 内閣法制局も必要性に疑問

3. 共謀罪「法令協議」情報公開 審査請求

1) 審査請求の経緯 <http://www.jkcc.gr.jp/menu10.html>

2014年1月8日 共謀罪に関する各省庁との法令協議・法令以外の協議
(法務省保有分 2011年度～2013年12月分)

2014年2月5日 全面不開示

2014年3月10日 ごく一部(84枚)開示 内容はほとんど無し

2017年6月15日 共謀罪強行採決

2017年7月11日 法務大臣に法令協議の情報公開請求

2017年9月11日 673枚分開示決定

2017年12月27日 819枚分開示決定

上記以外の残り(約15000枚)特定せず不開示

(公にすることにより、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ
又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等
の内部または相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にする
ことにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる
おそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであり、法第五条
第3号及び第5号に該当するため)

2018年3月26日 法務大臣に対して審査請求

2018年12月11日 情報公開・個人情報保護審査会「理由の提示に不備がある違法な
ものであり、取り消すべきである」とする答申

2019年2月7日 法務大臣が取り消す裁決

2019年2月15日 法務大臣 特定した上であらためて全面不開示決定

2019年5月16日 再度審査請求

2019年6月25日 法務大臣から理由説明書届く

2019年8月30日 情報公開・個人情報保護審査会に意見書提出

2) 秘密保護法と比較して

- ・秘密保護法の際は、閣議決定前でも、黒塗りだが文書は出てきた
- ・共謀罪 閣議決定前はほとんど文書を出さず
閣議決定後も、中身のある文書は開示されず
特定もせずに非公開
→情報公開が後退

4. 「特定秘密指定管理簿」情報公開 審査請求経緯

1) 審査請求経緯 <http://www.jkcc.gr.jp/menu6.html>

2015年2月9日 全省庁に「特定秘密指定管理簿」情報公開請求

2015年3月16日 法務省が概要を一部黒塗りにして開示

- ・特定秘密指定整理番号「08■-201412-1-2 ロ b-1」

平成26年12月26日に指定した「■について平成25年5月及び平成26年
2月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」

2015年3月20日 内閣官房が概要を一部黒塗りにして開示

- ・特定秘密指定整理番号「02e-201412-001-2 ロ b-001」

平成26年12月26日に指定した「■について平成25年5月及び平成26年

2月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」

- ・ 特定秘密指定整理番号「02e-201412-002-2 ロ b-002」

平成 26 年 1 2 月 2 6 日に指定した「■について平成 25 年 8 月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」

2015 年 10 月 7 日 概要黒塗り文書を情報公開請求

2015 年 11 月 4 日 内閣官房全面不開示 6 日 法務大臣全面不開示

2015 年 12 月 24 日 内閣総理大臣・法務大臣あてに審査請求・異議申し立て

2016 年 2 月 16 日 法務大臣から理由書 2 月 23 日 内閣官房副長官補から理由書

※法務省は担当課が法務省入国管理局出入国管理情報官

- ・ 全体にわたり危機管理に関する情報が記載

→公にすると危機管理体制に重大な影響を及ぼす

その分量（枚数等）を含め、公にした場合、危機管理体制に重大な影響を及ぼす

2016 年 7 月 28 日 情報公開審査会

「見聞結果」に基づき判断（インカメラは実施）→不開示が妥当

2016 年 8 月 15 日 法務大臣が異議申立を棄却（枚数も含めて）

2016 年 8 月 25 日 内閣総理大臣が審査請求棄却裁決（枚数も含めて）

5. 「国家安全保障会議（四大臣会合）議事の記録」 審査請求

1) 経緯 <http://www.jkcc.gr.jp/menu3.html>

2014 年 12 月 18 日 2014 年 7 月 17 日開催の国家安全保障会議議事録の情報公開請求

2015 年 1 月 19 日 資料はごく一部開示 議事録は全部不開示

2015 年 3 月 20 日 内閣総理大臣に審査請求

2015 年 12 月 15 日 内閣総理大臣から理由説明書届く

2016 年 1 月 8 日 意見書提出

2017 年 11 月 24 日 対象文書見聞の上、1 枚目の表題、項目、日時、場所、出席者は開示すべきと答申

2018 年 1 月 22 日 内閣総理大臣が、審査会と同様の裁決

2019 年 6 月 14 日 裁決に従い 1 枚開示

2) 感想

- ・ 審査請求すれば、情報公開・個人情報保護審査会は見聞する
- ・ 一部開示させることも可能

6. 課題

- ・ 「法令協議」は閣議決定の前にも公開すべき
- ・ 「特定せず非公開」が増えてきたか？
- ・ 情報公開審査会の活用を
- ・ 特定秘密 裁判所はどう判断するか

2 平成 29 年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況

平成 29 年年次報告書において、行政における特定秘密保護制度の運用状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見^(※)」（審査会意見）として記載し、早急に改善を図ることを求めた。

当審査会は、関係行政機関から、この審査会意見に基づき講じた措置又は講ずる予定の措置等について説明を聴取した。以下、その概要について、下掲の項目毎に、順次記述する。

（※）平成 29 年審査会意見の項目

（1）特定秘密文書廃棄問題

- ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係
- イ 行政文書の保存期間が 1 年以上の特定秘密文書の廃棄関係
- ウ 行政文書の保存期間が 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係
- エ 特定秘密文書件数関係

（2）特定秘密文書不存在関係

（3）作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

（4）指定の在り方関係

（5）独立公文書管理監関係

（6）外務省及び経済産業省の指定する特定秘密関係

（7）当審査会の政府に対する意見への対応関係

(1) 特定秘密文書廃棄問題		
意見		各行政機関における対応
ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係	(7) 特定秘密のうち重要な情報を記録した文書については歴史公文書等となるよう、特定秘密文書を保有する行政機関（保有行政機関）の文書管理規則等の内規を改めることを検討すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 公文書管理法は、歴史資料として重要な行政文書を「歴史公文書等」と定義しており、歴史資料として重要な情報である特定秘密を記録した行政文書は歴史公文書等となる。 各行政機関はガイドラインを踏まえて行政文書管理規則等を制定しており、既に内規上、歴史資料として重要な行政文書は歴史公文書等とされている。 平成 30 年 4 月の第 6 回内閣保全監視委員会において、上川国務大臣（当時）から各省庁の事務次官級の各委員に対し、以下の点について指示があった。 ①特定秘密が記録された行政文書を含む公文書は健全な民主主義の根幹を支える「国民共有の知的資源」であり、公文書管理法の下、適切に管理されなければならないこと ②本年 4 月からの改正ガイドラインによる厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用すること ③特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することとなることを前提にした適切な管理を行うこと （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会）
	(4) 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断につき、独立公文書管理監が、当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を当該保有行政機関に慎重に確認することを検討すること。	【独立公文書管理監（情報保全監察室）】 従前より、特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の検証・監察においては、対象となった特定行政文書ファイル等にまとめられた特定秘密文書等に「政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されているかどうか」などについて、慎重の上にも慎重を期して確認していた。 引き続き、歴史公文書等の該当性判断に当たっては「重要な情報」が記録されているかなどを当該行政機関に慎重に確認するなどして、歴史公文書等に該当しない旨の行政機関側の説明が、各行政機関の行政文書管理規則等において定められているルールに基づき妥当であるかどうかについて、慎重の上にも慎重を期して、検証・監察してまいりたい。 （平成 30 年 7 月 10 日 審査会）

(1) 特定秘密文書廃棄問題		
	意見	各行政機関における対応
ア 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係（続き）	(ウ) 独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の廃棄の検証・監察を行う際は、歴史の専門家であるアーキビストなどから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することを検討すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 特定行政文書ファイル等の廃棄に際しては、独立公文書管理監の検証・監察を経た後、内閣総理大臣への廃棄協議が行われ、その際内閣府大臣官房公文書管理課において確認作業を行っている。現状においても、公文書管理課は確認作業を行う際に、国立公文書館法第11条第1項第4号に基づき、いわゆるアーキビストなどから意見を聞くこともできるものと承知している。このような規定も踏まえつつ、さらなるアーキビストの活用の方策が必要かどうか、検討していく。 （平成30年7月10日・10月31日 審査会）
	(エ) 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が1年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 平成30年7月27日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出した。これにより、保存期間を1年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。 独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間1年未満の特定秘密文書全てを調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。 本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監においては、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。 （平成30年10月31日 審査会）

(1) 特定秘密文書廃棄問題		
意見		各行政機関における対応
イ 行政文書の保存期間が1年以上の特定秘密文書の廃棄関係	(7) 政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書を重要な行政文書として位置付けた上で、原則として行政文書の保存期間として1年以上を設定することなどの規定を整備することを検討すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 ガイドラインの改正（平成 29 年 12 月 26 日）を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成 30 年 4 月から施行している。 同改正では、 ①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を設定すること ②保存期間を1年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間1年未満の行政文書についてその判断基準を明確化すること として、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会） ※参考：保存期間を1年未満と設定することができる行政文書の類型 ①別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 ⑦保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書 （「行政文書の管理に関するガイドライン」第4-3(6)抜粋） 【国家公安委員会】 国家公安委員会においては、国家公安委員会行政文書管理規則第3条により、保有する文書が限定列挙されており、いずれの文書も同規則別表第1により保存期間を1年以上に設定している。 （国家公安委員会提出資料より）

(1) 特定秘密文書廃棄問題		
意見		各行政機関における対応
イ 行政文書の保存期間が1年以上の特定秘密文書の廃棄関係（続き）	(イ) 保存期間1年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄をする場合において、独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡するとともに、当該文書を保有する各行政機関においても当審査会に対し最大限の説明を行うこと。	【独立公文書管理監（情報保全監察室）】 当審査会への説明については、これまでも求めに応じて活動状況等について折々に説明しているが、今後とも、一つの検証・監察事項に区切りがついた段階や社会的関心と呼ぶ措置を講じた段階で随時説明するなど、誠実に対応してまいりたい。 例えば平成29年度については、当審査会の関心が非常に高いことを踏まえ、対象となった全ての行政機関に対して、保存期間満了時の措置に関する検証・監察結果を通知した段階で、当審査会の委員に個別に説明する機会を設けさせていただいたところである。また求めがあれば審査会の場でできる限り詳細に説明してまいりたい。 （平成30年7月10日 審査会）
	(ロ) 独立公文書管理監において廃棄について検証・監察が行われている、または、廃棄協議中の特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書につき、当該文書が廃棄されると行政文書不存在の特定秘密となる場合は、廃棄をせず保存期間を延長して当該特定秘密の指定期間に合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。（この場合、）情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。 他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。 （平成30年7月10日・10月31日 審査会） 【経済産業省】 現在、経済産業省が廃棄協議を行っている文書はいずれも内閣官房が作成した文書の副本である。原本は引き続き内閣官房で保存されており、保存期間満了後は国立公文書館に移管されると承知している。したがって、（廃棄を行っても、）行政文書不存在の特定秘密とはならないことから、経済産業省が廃棄することに問題はないと考えている。 （平成30年11月6日 審査会）
	(ハ) 防衛省の保有する特定秘密文書の廃棄に関し、旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況を整理し、当審査会が納得できる説明をすること。	【防衛省】 旧防衛秘密から特定秘密に移行した時期の文書の状況について、法施行（平成26年12月10日）時点での特定秘密文書の保有件数は、保存期間1年以上の文書は84,547件、保存期間1年未満の文書は13,746件であった。 （平成30年11月27日 審査会）

(1) 特定秘密文書廃棄問題

	意見	各行政機関における対応
ウ 行政文書の保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄関係	(ア) 特定秘密文書の保存期間を1年未満とするのは正本・原本（他省庁が保有する文書も含む）の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 ガイドラインの改正（平成29年12月26日）を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成30年4月から施行している。 同改正では、 ①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を設定すること ②保存期間を1年未満と設定することができる行政文書の類型を例示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間1年未満の行政文書についてその判断基準を明確化すること として、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。 （平成30年7月10日・10月31日 審査会）
	(イ) 保存期間が1年未満の特定秘密文書について、正本・原本の写し以外のもの（「正本・原本の素材」及び「暗号関係」）については、そのうち保存期間を1年以上とすることが極めて困難なものについては、(ア)の例外として各行政機関の内規に明記するよう検討すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 平成30年7月27日付で、内閣官房内閣情報調査室次長発事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を発出した。これにより、保存期間を1年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。 独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間1年未満の特定秘密文書を全て調査するために一定期間厳重に管理するという事は、情報保全上、執務室のキャビネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。 本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監において、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。 （平成30年10月31日 審査会）
	(ウ) 保存期間が1年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されている実態に鑑み、保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。	

(1) 特定秘密文書廃棄問題		
意見		各行政機関における対応
工 特定秘密文書件数関係	(7) 特定秘密文書の廃棄件数について、行政文書の保存期間が1年以上と1年未満を分けた上で、国会報告で明らかにすること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 平成 28 年中の保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況については、国会報告（平成 30 年 5 月閣議決定）24 頁に記載している。なお、平成 28 年中の保存期間 1 年以上の特定行政文書ファイル等の廃棄がなかったことについては、国会報告（平成 29 年 5 月閣議決定）に記載している。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会） ※国会報告（平成 30 年 5 月閣議決定）24 頁 …特定秘密が記録された保存期間が 1 年未満の行政文書の廃棄状況に関し、平成 28 年中は別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し（413,313 件）、別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材（28,272 件）及び暗号関係（3,292 件）の文書を廃棄した… 【警察庁】 ○意見(1)エ(7)・(イ)について 複製を含めた件数を計上した結果、警察における平成 29 年 12 月 31 日時点の複製物を含む特定秘密文書の件数は約 29,000 件である。 （平成 30 年 11 月 6 日 審査会）
	(イ) 各年末時点での特定秘密文書の保有件数につき、特定秘密文書の全体像を明らかにするため、複製を含めた件数についても計上できるよう、その方法をよく検討し、当審査会に報告するよう努力すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 複製物を含めた文書の数、特定秘密文書を閲覧した延べ人数や特定秘密文書の政府内での活用状況を反映しておらず、また、万一漏えいがあった場合の対応に役立つものでもない。複製物を含めた文書件数の集計について正確、簡易な方法がないか改めて検討したが、集計には長期間を要し、困難である。 （平成 30 年 7 月 10 日 審査会） 内閣情報調査室から各行政機関に対し照会した結果、平成 29 年末時点における複製物を含む特定秘密文書の政府全体の件数は約 61 万件であることがわかった。 （平成 30 年 10 月 31 日 審査会）

<特定秘密文書の廃棄の現状>

これまで当審査会において注視していた特定秘密文書の廃棄については、改正されたガイドラインの類型に基づき、平成 29 年中に廃棄された特定秘密文書（保存期間 1 年未満のもの）の類型及びその件数が政府から提出された《表 2-3-1》。これに対し、当審査会の調査において平成 29 年に提出された資料と比較することも必要と判断し、同年提出の資料の類型に基づく報告も求めた《表 2-3-2》。これらをまとめたものが以下の表である。

《表 2-3-1》 特定秘密である情報を記録する保存期間が 1 年未満の行政文書で平成 29 年中に廃棄されたものの類型

ガイドラインの類型		廃棄件数
1	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	407,721
2	定型的・日常的な業務連絡、日程表等	3,320
3	出版物や公表物を編集した文書	0
4	〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5	明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6	意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	18,939
7	保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書	649
8	新ガイドラインの類型（上記1〜7）に該当しない文書	0

合計 430,629 件

※保存期間 1 年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、警察庁、消防庁、公安調査庁、外務省、文部科学省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁の 9 機関であった。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表 2-3-2》 平成 29 年に提出された資料の類型に基づき分類したもの

類型		文書の廃棄を 問題なしとする理由	該当省庁	廃棄件数	
1	(1) 別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	複製	内閣官房 外務省 防衛省 防衛装備庁	13,964	412,171
	(2) 別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房 警察庁 公安調査庁 防衛省 防衛装備庁	5,608	
	(3) 別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	内閣官房 防衛省 防衛装備庁	385,740	
	(4) 他の行政機関が引き続き保管している文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	内閣官房 警察庁 消防庁 外務省 文部科学省 経済産業省 防衛省 防衛装備庁	6,859	
2	別途 1 年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	防衛省 防衛装備庁	14,770	14,770
3	暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない 内閣官房 防衛省	3,688	3,688

合計 430,629 件

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

(2) 特定秘密文書不存在関係	
意見	各行政機関における対応
ア 行政文書が不存在の特定秘密のうち、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定を解除、若しくは文書を保有することを再検討すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。（この場合、）情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。 他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会） 【海上保安庁】 ○意見(2)ア～イについて 海上保安庁は、現状において、行政文書が存在しない特定秘密を指定していない。 （平成 30 年 11 月 27 日 審査会）
イ 行政文書が不存在の特定秘密については、指定管理簿の備考欄等にその旨を記載するなどして、記録に残す措置を検討すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 特定秘密ごとの文書件数は不開示情報であることに留意した上ではあるが、記載方法について検討する。 （平成 30 年 7 月 10 日 審査会） 現在、具体的な記載方法について検討中である。 （平成 30 年 10 月 31 日 審査会）

<行政文書が不存在である特定秘密の現状>

行政文書が不存在である特定秘密が存在していることについては、当審査会としても昨年に引き続き政府における対応を注視していたところ、当審査会からの要求に基づき、特定秘密ごとの文書件数等についての資料の提出を政府から受けたため、これを基として表に取りまとめた《表 2-4》。

《表 2-4》行政文書不存在（平成 29 年末時点）の特定秘密の現状（行政機関別）

行政機関名	行政文書が不存在 の特定秘密件数	行政文書が不存在である理由	件数
内閣官房	6	複数の特定秘密が記録された文書で 代表的なもので計上しているもの	6
外務省	1	他機関が保有しているもの	1
防衛省	120	平成30年中に文書作成済み	1
		複数の特定秘密が記録された文書で 代表的なもので計上しているもの	21
		他機関が保有しているもの	11
		物件が存在しているもの	87
防衛装備庁	3	あらかじめ指定したもの（※）	1
		複数の特定秘密が記録された文書で 代表的なもので計上しているもの	2

（※）平成30年3月に解除された。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

(3) 作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

意見	各行政機関における対応
ア 作成から 30 年を超える特定秘密文書を保有する行政機関においては、その概要を整理して当審査会に報告すること。	【警察庁】 ○意見(3)ア～ウについて 警察庁では特定有害活動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から 30 年を超える文書を保有している。 前者は警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する文書であり、警察の情報収集活動の能力に関するものである。 後者は外国の政府等との情報協力業務の実施状況等及び同業務を通じ提供された情報に関する文書であり、未解決の事案であって、継続して捜査等を行っているものである。 平成 28 年の当審査会の指摘等を踏まえ、当庁において再検討を行い、前者については歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。 (平成 30 年 11 月 6 日 審査会) 【外務省・大臣官房及び欧州局】 外務省では日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から 30 年を超える文書を保有している。 (平成 30 年 11 月 8 日 審査会) 【海上保安庁】 ○意見(3)ア～ウについて 海上保安庁は現状においてそのような文書を保有していない。 (平成 30 年 11 月 27 日 審査会) 【防衛省・防衛政策局】 平成 29 年末時点において当省が保有する作成から 30 年を超える特定秘密文書の件数は、57 件である。 (平成 30 年 11 月 27 日 審査会) 【防衛省・大臣官房】 ○意見(3)ア～ウについて 歴史公文書等に該当する行政文書は、特定秘密文書であっても、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には、公文書管理法に基づき国立公文書館等に移管することとなっている。 他方、歴史公文書等に該当しない特定秘密文書については、内閣総理大臣との廃棄協議を行う前に独立公文書管理監による検証・監察がなされることとされており、恣意的に廃棄されないよう重層的な仕組みとなっている。 防衛省としては、特定秘密文書についても長期にわたる保有の状況の把握に努めてまいりたいと考えている。 (平成 30 年 11 月 27 日 審査会)

(3) 作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

意見	各行政機関における対応
イ 作成から 30 年を超える特定秘密文書について、その秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検証の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管することを検討すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管することとなっている。 他方、歴史公文書等に該当しないものについては、各行政機関から内閣総理大臣に協議をし、同意を得た上で廃棄することとされているが、内閣総理大臣への協議の前に独立公文書管理監による検証・監察がなされることとされており、また、協議の際にいわゆるアーキビストの助言を求めることもできる。このように、恣意的に廃棄されることがないような重層的な仕組みが設けられている。 個別の文書が歴史公文書等に該当するか否かについては各省庁にお尋ね願いたい。今後とも、特定秘密文書の長期にわたる保有については、その状況の把握に努めつつ、その適正を確保するために何らかの措置が必要かどうかについて引き続き検討してまいりたい。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会）
ウ 平成 28 年年次報告書の審査会意見で付した、作成から 30 年を超える特定秘密文書を保有若しくは今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を検討の上、速やかに必要な措置を講じること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管することとなっている。 他方、歴史公文書等に該当しないものについては、各行政機関から内閣総理大臣に協議をし、同意を得た上で廃棄することとされているが、内閣総理大臣への協議の前に独立公文書管理監による検証・監察がなされることとされており、また、協議の際にいわゆるアーキビストの助言を求めることもできる。このように、恣意的に廃棄されることがないような重層的な仕組みが設けられている。 個別の文書が歴史公文書等に該当するか否かについては各省庁にお尋ね願いたい。今後とも、特定秘密文書の長期にわたる保有については、その状況の把握に努めつつ、その適正を確保するために何らかの措置が必要かどうかについて引き続き検討してまいりたい。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会）

(3) 作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

意見	各行政機関における対応
	【独立公文書管理監（情報保全監察室）】 公文書管理法により、行政機関の長は、作成から 30 年を超える特定秘密文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。また、運用上、独立公文書管理監による保存期間満了時の措置についての検証・監察において、廃棄と設定した措置は妥当との通知を受けた上で、保存期間満了年度別に一括して内閣総理大臣に協議することとされている。 そのため、行政機関の長は、独立公文書管理監による保存期間満了時の措置の検証・監察を経ずに、作成から 30 年を超える特定秘密文書を廃棄することはできない。 審査会意見の趣旨を踏まえ、作成から 30 年を超える特定秘密文書の保存期間満了時の措置の検証・監察を行うに当たっては、慎重の上にも慎重を期して検証・監察をしてまいりたい。 （平成 30 年 7 月 10 日 審査会）

(4) 指定の在り方関係

意見	各行政機関における対応
ア 平成 27 年年次報告書の審査会意見で指摘した、特定秘密の内容を示す名称の付け方についての統一方針を早急に定め、運用基準等に当該方針を盛り込むことを検討すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 平成 28 年に全省庁の指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び指定書の「対象情報」の記載について、以下の 2 つの観点から改めて内閣情報調査室において点検を実施した。 ① 特定秘密保護法第 3 条に定められている特定秘密の指定の要件がそのまま対象情報に記載されていないか ② 対象情報の記載から、特定秘密保護法別表のいずれの事項に該当するか判別できるか その結果、警察庁及び外務省が特定秘密指定書を修正した。 この点検以降、このような修正を行わなければならない特定秘密の指定は行われていないと承知しているが、運用基準等に統一した方針を含める必要性につき、引き続き検討を進めたいと考えている。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会） 【警察庁】 ○意見(4)ア～エについて 平成 27 年の審査会意見を踏まえ、当庁においては、平成 28 年中に、平成 26 年中に指定した 1 件の特定秘密について、指定書の記載を変更した。 （平成 30 年 11 月 6 日 審査会）

(4) 指定の在り方関係	
意見	各行政機関における対応
イ 特定秘密の指定要件である非公知性に関し、運用基準における「なお、実際の判断に当たっては、・・・個別具体的に行う」ことについて、個別具体的な判断に当たっての例示などより具体的な判断基準の作成を検討すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると我が国の政府が認定する場合には、我が国の政府により公表されていない場合であっても「公になっていないもの」とはならない。しかし、公表されている情報が特定秘密と同一性を有するかどうかの判断は、個別具体的な状況を踏まえつつ、行政機関の長が行うもので、判断基準を作成することは困難であると考えているが、必要に応じて、個別具体の情報ごとに非公知性の有無について説明してまいりたいと考えている。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会）
ウ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密の指定解除（一部解除を含む。）をした時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、速やかに当審査会に報告し、公表すること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 各行政機関が特定秘密について、一部解除を含む指定の解除を行った際は、各行政機関が個別に随時報告しているものと承知している。内閣情報調査室としても、今後とも当該情報を収集し、公表したいと考えている。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会）
エ 複数の特定秘密が記録された文書につき、記録された特定秘密のいわゆるひも付けを明らかにし、当審査会に提出する資料に記載することを検討すること。	【防衛省・防衛政策局】 防衛省・自衛隊は、約 12 万件もの特定秘密文書を有しているため相応の作業が必要であり、多くの人員と時間を要することから、現時点で全てを整理して審査会にお示しするに至っていない。 （平成 30 年 11 月 27 日 審査会） （注）当審査会からの要求に基づき、各行政機関より「主たる特定秘密ごとに従たる特定秘密を記載した資料」の提出を受けた。

(5) 独立公文書管理監関係	
意見	各行政機関における対応
ア 独立公文書管理監の検証・監察において、実地調査の回数を大幅に増やし、特定秘密に指定されている情報が特定秘密文書等（当該情報が化体される物件を含む）に実際に記載等されているかを確認し、実効性を高めること。また、確認する文書等を選定する際は、独立公文書管理監が自らの関心に従い主導的に文書等の対象を選定すること。	【独立公文書管理監（情報保全監察室）】 当審査会の関心が高い「特定秘密に指定されている情報が特定秘密文書に実際に記録されているか」に係る検証・監察は、従来から「特定秘密の記録とその表示の検証・監察」として行っているところである。 今回の報告対象期間である平成 29 年度（12 か月間）に、この記録・表示の検証・監察のために実地調査に入った部署数は、東京都以外に所在する 4 部署を含む合計 43 部署であり、前回の報告対象期間（16 か月間）の 11 部署から大幅に増加した（なお、この 43 部署はいずれも特定行政文書ファイル等の保存の検証・監察を同一機会に実施している）。 また、今回の活動期間中、特定秘密の記録とその表示の検証・監察における文書等の選定に当たっては、独立公文書管理監が文書の選定基準を示し、可能な限り幅広い種類の文書等を確認することに配慮した。 他方、平成 30 年度の特定秘密の記録とその表示の検証・監察においては、独立公文書管理監において、特定行政文書ファイル等及び特定秘密文書等の選定を行うこととした。 （平成 30 年 7 月 10 日 審査会）
イ 実際に、どのように特定秘密文書等を選定し、どのような調査（口頭、メール、実地）をどのような観点で行っているのか、一連の検証・監察の流れを具体例を用いて当審査会に示すこと。	【独立公文書管理監（情報保全監察室）】 平成 30 年 3 月 15 日、国土交通大臣、海上保安庁長官及び防衛装備庁長官に対して、それぞれ是正の求めを行ったところである。当審査会から求めがあれば、こうした事例を用いて、一連の検証・監察の流れを説明したいと考えている。 （平成 30 年 7 月 10 日 審査会） （注）平成 30 年 12 月 6 日、当審査会は独立公文書管理監より、情報保全監察室による検証・監察の流れについて説明を聴取した。

(6) 外務省及び経済産業省の指定する特定秘密関係	
意見	各行政機関における対応
ア 外務省が指定する特定秘密のうち、その内容を示す名称が具体的でないものについては、当該特定秘密の指定範囲が適正か検証するため、当審査会が当該特定秘密の提示を求めた際は、提示する情報を限定することなく、提示が可能な全ての情報を当審査会に対して提示すること。	【外務省・大臣官房】 国権の最高機関たる国会に設置された情報監視審査会において、議決により特定秘密の提示を求められた場合には、外務省として、国会法等の規定に従って適切に判断することとなる。 【外務省・国際情報統括官組織】 [不開示情報] (平成 30 年 11 月 8 日 審査会)
イ 外務省が指定する、安全保障に係る我が国政府と外国の政府との協議や協力関係に関する特定秘密については、他の公開で行われる委員会等での答弁の内容を踏まえ、関係国について可能な限り具体的に説明すること。	【外務省・領事局】 平成 29 年審査会意見で指摘のあった「他の公開で行われる委員会等での答弁」は、衆議院外務委員会（平成 29 年 4 月 21 日）等で、地域を限定して「朝鮮半島において何か有事があった場合の対応」を問われた際に、「米国、韓国、さまざまな関係国と連携しながら対応していく」との政府の考え方を述べたものである。 他方、本件特定秘密は「国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における関係国との協力の方針」であり、本方針で定める地域がどこを指すかは明らかにしておらず、また、国名を含めて全ての情報を秘匿している。本件特定秘密について地域や関係国が明らかになれば、信頼関係及び協力関係が大きく損なわれ、我が国の安全保障に著しい支障を与えることに加え、邦人の安全な退避計画の作成と実施が困難となり邦人の生命・身体を著しく危険にさらす事態が生じるおそれがある。 国権の最高機関たる国会に設置された情報監視審査会において、議決により特定秘密の提示を求められた場合には、外務省として、国会法等の規定に従って適切に判断することとなる。 (平成 30 年 11 月 8 日 審査会)
ウ 経済産業省が指定する 4 件の特定秘密のうち、資源エネルギーに関する情報については指定を解除し、資源エネルギー庁が当該特定秘密を指定し、保有するよう再検討すること。	【経済産業省】 当審査会の意見を踏まえ、再検討を行った。経済産業省が指定する特定秘密については、撮像対象、いわゆる衛星で撮った情報そのものだけではなく、情報収集衛星の撮像能力が明らかになった場合、偽装・隠蔽を施されて情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることから、特に秘匿する必要があるため、宇宙の利用に関する事務の総括を担う製造産業局において特定秘密の指定・管理を行うことが妥当と考えている。 (平成 30 年 11 月 6 日 審査会)

(7) 当審査会の政府に対する意見への対応関係

意見	各行政機関における対応
当審査会が平成 27 年及び平成 28 年年次報告書で表明した審査会意見について、未だ対応が不十分なものがあるため、引き続き、改善等の取組に努めること。	【内閣情報調査室（制度所管）】 過去の年次報告書における当審査会からの意見について、引き続き検討を進めたいと考えている。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日 審査会）

表5 各行政機関において指定されている特定秘密の件数（平成29年12月31日時点）

行政機関名	平成27年末時点	平成28年末時点	平成29年末時点
国家安全保障会議	2	3	4
内閣官房	57	66	73
内閣府	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0
警察庁	24	29	34
金融庁	0	0	0
総務省	3	5	6
消防庁	0	0	0
法務省	1	1	1
公安審査委員会	0	0	0
公安調査庁	12	16	20
外務省	38	39	37
財務省	0	0	0
厚生労働省	0	0	0
経済産業省	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0
海上保安庁	16	17	18
原子力規制委員会	0	0	0
防衛省	270	289	302
防衛装備庁	16	18	18
合計	443	487	517

イ 事項別の指定の状況

(ア) 法別表の分野別の指定の状況

対象期間末時点において指定されている特定秘密について、前述の4分野（4(1)イ(ア)参照）のうちどの分野に該当するとされたものが多いかを見ると、最も多い分野は第1号で320件、次いで第2号が146件、第3号が32件、第4号が19件であった（表6参照）。

表6 特定秘密の指定状況と該当分野（平成29年12月31日時点）

行政機関名	指定 件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動 防止関連)	第4号 (テロリズム 防止関連)
国家安全保障会議	4		4		
内閣官房	73		72		1
警察庁	34			22	12
総務省	6		6		
法務省	1		1		
公安調査庁	20		6	10	4
外務省	37		35		2
経済産業省	4		4		
海上保安庁	18		18		
防衛省	302	302			
防衛装備庁	18	18			
合計	517	320	146	32	19

(イ) 運用基準の「事項の細目」別の指定の状況

対象期間末時点に各行政機関において指定されている特定秘密の「事項の細目」別の内訳は、資料5のとおりである。

ウ 情報の類型別の指定の状況

対象期間末時点において指定されている特定秘密について類型別に見ると、暗号に関する情報が多く指定されており、政府全体の総指定件数517件のうち、119件が該当する。この中には、情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関連する情報24件が含まれる。

また、情報収集衛星に関連する情報も多く指定されており、91件が該当する。この中には、情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関連する情報24件が含まれる。

さらに、武器等の仕様、性能等に関連する情報も多く指定されており、72件が該当する。

これら3種類の情報の指定件数を合わせると計258件となる（重複する24件を除いている。）。

表 7 特定秘密が記録された行政文書の保有状況（平成29年12月31日時点）

行政機関名	平成27年末時点	平成28年末時点	平成29年末時点
国家安全保障会議	0	0	0
内閣官房	76, 254	83, 471	92, 146
内閣法制局	3	3	3
内閣府	1	6	1
国家公安委員会	0	0	0
警察庁	21, 836	25, 334	28, 914
警察庁のみ保有	21, 747	25, 240	28, 819
都道府県警察のみ保有	53	56	57
重複して保有	36	38	38
金融庁	0	0	0
総務省	38	40	42
消防庁	5	1	0
法務省	3	3	4
公安審査委員会	0	0	0
公安調査庁	11, 426	14, 087	16, 841
外務省	76, 816	99, 089	107, 008
財務省	4	8	6
文部科学省	0	2	0
厚生労働省	0	0	0
経済産業省	118	120	125
資源エネルギー庁	2	0	0
国土交通省	1, 679	2, 412	3, 031
海上保安庁	11, 108	13, 285	15, 439
原子力規制委員会	0	0	0
防衛省	72, 325	88, 004	119, 876
防衛装備庁	402	318	297
合計	272, 020	326, 183	383, 733

（注 1）資料 3 で下線を付した12の行政機関は内閣官房の内数とし、破線を付した10の行政機関は内閣府の内数とした（なお、これら22の行政機関の保有する特定秘密が記録された行政文書の件数は、いずれも 0 件である。）。

（注 2）防衛省及び防衛装備庁においては、一部の部局において特定秘密が記録された行政文書の件数の計上に当たり、従来から紙の文書とそれと同一の内容の電磁的記録とを別個に計上する扱いをしていたが、平成28年末時点から、他の行政機関と同様、これを 1 件として計上することとするなど計上方法を改めている。その計上方法によれば、平成27年末時点は、防衛省が63, 970件、防衛装備庁が280件となる。

表8 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数（平成29年12月31日時点）

行政機関名	平成27年末時点			平成28年末時点			平成29年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	1,367	663	704	1,803	747	1,056	2,036	799	1,237
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	3	3	0
内閣府	43	43	0	53	53	0	89	89	0
宮内庁	1	1	0	2	2	0	2	2	0
警察庁	2,494	2,494	0	3,136	3,136	0	3,654	3,654	0
警察庁	534	534	0	558	558	0	588	588	0
都道府県警察	1,960	1,960	0	2,578	2,578	0	3,066	3,066	0
金融庁	5	5	0	7	7	0	7	7	0
総務省	15	15	0	19	19	0	34	34	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	15	15	0
法務省	25	25	0	30	30	0	40	40	0
公安審査委員会	2	2	0	2	2	0	2	2	0
公安調査庁	123	123	0	160	160	0	188	188	0
外務省	1,203	1,162	41	1,449	1,397	52	1,686	1,645	41
財務省	82	82	0	92	92	0	137	137	0
文部科学省	19	19	0	17	17	0	39	25	14
厚生労働省	0	0	0	19	19	0	23	23	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	28	28	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	33	33	0
経済産業省	36	36	0	57	57	0	81	81	0
資源エネルギー庁	13	13	0	14	14	0	18	18	0
国土交通省	52	52	0	70	70	0	86	86	0
気象庁	0	0	0	3	3	0	10	10	0
海上保安庁	289	289	0	404	404	0	532	532	0
環境省	0	0	0	0	0	0	6	6	0
原子力規制委員会	0	0	0	5	5	0	23	23	0
防衛省	88,939	88,363	576	103,393	102,713	680	113,986	113,280	706
防衛装備庁	1,489	578	911	1,593	646	947	1,756	741	1,015
合計	96,200	93,968	2,232	112,331	109,596	2,735	124,514	121,501	3,013

第3 政府に対する意見（調査結果）

衆議院情報監視審査会は、本報告書における対象期間中、数次にわたる調査を行うとともに、委員間で活発な議論を行った。

その結果、当審査会は、政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として、以下のとおり合意した。

1 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、政府に対し、引き続き当審査会をはじめとした立法府に対する説明責任を十分果たすとともに、当審査会において指摘を行った事項及び以下に記した意見について、早急に改善を図ることを強く求める。なお、これまでの審査会意見に対しても同様である。

本意見に対し、政府が具体的な改善を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16に基づく勧告⁴³を行うものとする。

1 運用基準の見直し関係

- (1) 本年12月に特定秘密保護法施行後5年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。

①特定秘密の名称に係る統一方針

②行政文書が不存在の特定秘密関係

- ・いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件
- ・指定管理簿への記載等記録に残すための措置

③作成から30年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き

④独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告

⑤独立公文書管理監による検証・監察関係

- ・各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務
- ・保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務
- ・保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス

⁴³ 国会法第102条の16において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」とされている。

- (2) 運用基準の見直しに当たり、(1)以外の改正等を行おうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、(1)の②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。

2 秘密指定の在り方関係

- (1) 特定秘密に指定される情報と特定秘密とはカテゴリーが異なる「極秘」「秘」等の秘密情報との違いが必ずしも明確ではないことから、実際の事例や情報を用いる等の方法により、具体的に説明すること。また、独立公文書管理監が検証・監察を行う際には、対象となる特定秘密文書の関連文書もチェックするなどして、本来、特定秘密に指定されるべき情報が意図的に外されていないかという観点からも実施すること。
- (2) 特定秘密に該当し得る情報を収集する過程において、意図せずこれと無関係の個人情報を入力してしまった場合には、個人情報保護の観点から、速やかかつ確実に廃棄することを含め、政府における厳格な対応指針を作成し、その周知徹底を図る等適切に対応すること。

3 保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄関係

保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄状況につき、引き続き当審査会に報告すること。また、国会報告への継続的な記載を検討すること。

4 作成から 30 年を超える特定秘密文書関係

作成から 30 年を超える特定秘密文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものに係る個別具体的な理由の疎明に至っていない指定行政機関にあつては、速やかに対応すること。

5 適性評価関係

各行政機関の業務や特定秘密の保有件数等からみた適性評価の実施件数の適正性について、運用基準の見直しの時期にあわせ検証し、必要に応じて適宜適切な見直しを行うこと。

6 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監は、その職務の拡大を契機として、業務の充実を図り、情報保全監察室と公文書監察室との連携を強化することにより、実効的な特定秘密文書の検証・監察に努めること。なお、実効性の確保に向け、業務の増加に伴う体制強化に努めること。

7 当審査会への対応関係

当審査会からの説明要求に対し、指定行政機関、とりわけ外務省等サードパーティーールールが適用される特定秘密を保有している機関は、審査会設置の趣旨を改めて確認の上、真摯に対応すること。